

11. 準備書に対して提出された意見書の概要、公述意見、準備審査書に記載された意見及びそれらに対する事業者の見解

11.1 準備書に対して提出された意見及びそれに対する見解

「堺市環境影響評価条例」（平成 18 年堺市条例第 78 号）第 28 条第 1 項の規定による意見及び第 30 条第 2 項の規定による公述意見はなかった。

11.2 準備審査書に記載された意見及びそれらに対する見解

「堺市環境影響評価条例」（平成 18 年堺市条例第 78 号）第 32 条第 1 項の規定によって述べられた準備審査書における意見、及びそれに対する事業者の見解は、表 11-1～表 11-2 に示すとおりである。

表 11-1 準備審査書に記載された意見並びにそれらに対する事業者の見解(1)

準備審査書に記載された意見	事業者の見解
1. 全般的事項 (1) 事業計画地周辺の交通量の現況を把握するため、改めて交通量調査を実施し、施設利用車両及び工事用車両の走行ルートについて、交通容量等の面で問題がないことが確認された場合は、三宝 IC 南側の臨港道路を経由するルートだけではなく、三宝 IC を左折する北回りのルートの採用も検討すること。	当初は事業計画地まで最短となる三宝 IC を直進するルート（南回りルート）を主要ルートとしていましたが、交通量の平準化の観点から、三宝 IC を左折するルート（北回りルート）の採用を検討します。改めて現況の交通状況を把握するため、令和 5 年 12 月 17 日、19 日に交通量調査を実施しました。今後、交通容量等の確認を行い、北回りルートと南回りルートの適切な分担について、関係機関と協議のうえ、検討してまいります。
(2) 駐車場の運用方針等と合わせて、環境配慮の方針について検討を行い、例えばパークアンドライドバスに関しては、準備書に示した内容に加えて、エコドライブの励行や駐車場の予約状況と連動した効率的な運行など、評価書において、より幅広く具体的な内容を環境保全措置として示すよう努めること。	準備書に示した内容に加えて、P&R シャトルバスに関しては国の認定を受けた低排出ガス車の採用や、加速・減速の少ない運転等エコドライブの励行、回送の少ない効率的な運行など、また、来場車両に関しては最寄りの阪神高速出口の利用を推奨し、推奨出口を利用した来場者の駐車料金を相対的に引き下げる等のインセンティブや、入庫時間予約により予約枠を道路交通容量以下に抑えたものにするなど、現時点における検討の進捗状況を記載しています。
(3) 今後の検討により、万博会場までの船舶輸送の実現可能性が高まった場合は、必要に応じて、船舶輸送に関係する環境要素についても環境影響評価を行うこと。	事業計画地から万博会場までの船舶輸送の可能性は極めて低いことから、評価書では船舶輸送に関する環境影響評価を行っておりません。今後、万博会場までの船舶輸送の実現可能性が高まった場合は、貴市と協議のうえ、適切に対応してまいります。

表 11-2 準備審査書に記載された意見並びにそれらに対する事業者の見解(2)

準備審査書に記載された意見	事業者の見解
<p>2. 大気質、騒音、振動、地球環境（地球温暖化）、安全（交通）</p> <p>事業計画地周辺の道路交通への影響を低減するため、万博会場への来場者数のピークの平準化や駐車場予約枠の制限等による万博交通の需要平準化策を確実に実施し、交通集中の緩和を図るよう配慮すること。</p>	<p>事業計画地周辺の道路交通への影響を低減するため、会期前半の料金割引入場券の販売等による日来場者数のピークの平準化や、会場への入場時間予約や駐車場入庫時間予約等による時間来場者数のピークの平準化、来場者が集中する日・時間における万博P&R駐車場の利用料金引き上げなどについて調整を進め、交通集中の緩和を図ってまいります。</p>
<p>3. 陸域生態系</p> <p>移動性が低い昆虫類の重要種であるツシマヒメサビキコリ、ジュウサンホシテントウが事業計画地内で確認されていることから、昆虫類の専門家の助言を受けて、工事着手前に改めて現地調査を実施し、これらの種が確認された場合は、捕獲された個体を場外で生息が確認された場所へ移動させる等の対策を検討すること。</p>	<p>昆虫類の専門家の助言を踏まえ、工事着手直前に現地調査を行い、これらの種が確認された場合は、生息が確認されている隣接地へ移動させる予定です。また、第1駐車場の事業計画地については、未利用個所の草地環境を保全する予定です。</p>